

滋賀県事業継続支援金(第2期)のご案内

9月中に申請受付開始予定

【支給対象者】

支給対象を一部拡充します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける県内中小企業等・個人事業主のみなさまのうち、下記の要件のいずれかにあてはまる方。

- (1)国の「月次支援金」を2021年の7月または8月のいずれかの月で受給した方
- (2)2021年7月または8月のいずれかの月の売上が2020年または2019年の同月に比べて50%以上減少した方
- (3)2021年7月と8月の売上の合計が2020年または2019年の7月と8月の売上の合計に比べて30%以上減少した方

※ただし2021年6月までに開業していること。

8/4(水)から受付開始した滋賀県事業継続支援金(第1期)は、
「2021年の4月から6月のいずれかの月の売上が2019年または2020年の同月と比較して50%以上減少した事業者」を対象としています。

第1期と第2期は重複受給が可能です。

【支給額】

中小企業等 : 20万円

個人事業主 : 10万円

※1事業者につき1回の申請まで(第2期)

【申請期間】

9月中に申請受付開始予定 ※詳細な期間は決まり次第、お知らせします。

<お問い合わせ先>

滋賀県商工観光労働部商工政策課企画・イノベーション推進係

電話番号:077-528-3723